

第66回原状回復対策協議会

と き：平成28年3月19日（土）

14時20分から

ところ：二戸地区合同庁舎大会議室

1 開 会

○佐々木再生・整備課長 定刻となりましたので、第66回青森・岩手県境不法投棄現場の原状回復対策協議会を開会します。

座らせていただいて、進行させていただきます。本日は、委員14名中10名のご出席をいただいておりますので、会議の定足数3分の2をクリアしましたので、ご報告いたします。

本日も出席の委員につきましては、次第の裏面に名簿をつけておりますので、ご覧いただければと思います。本日は、委員の名簿の一番上の生田委員の代理としまして、カシオペア環境研究会の森川則子顧問がご出席になっておりますので、ご紹介いたします。

○森川代理（生田委員） 森川です。よろしくお願いいたします。

○佐々木再生・整備課長 事務局側のメンバーは名簿記載のとおりですので、個別の紹介は省略させていただきます。

それでは、議事に入らせていただきますが、協議会の設置要領の規定によりまして、議事進行は委員長が行うことになっておりますので、ここからは齋藤委員長にお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

2 議 事

(1) 報告事項

- 1) 県境不法投棄事案の教訓を後世に伝えるための検討ワーキングのこれまでの取組みと課題等について

(2) 協議事項

- 1) 1,4-ジオキサン対策について
- 2) N地区汚染土壌対策について
- 3) 周辺環境等環境モニタリング結果について
- 4) 平成28年度事業について
- 5) 平成28年度協議会開催日程について
- 6) その他

(3) その他

○齋藤委員長　それでは、早速議事のほうに入らせていただきます。（１）の報告事項、教訓を後世に伝えるための検討ワーキングのこれまでの取組みと課題等についてということで、跡地をどのように活用して後世に残すかということで、橋本先生をワーキンググループの長とするワーキンググループで検討をしていただきまして、現時点でどんなふうなところまで行っているか、ワーキングのほうからご説明をお願いしたいと思います。森川委員さんからお願いします。

○森川代理（生田委員）　検討ワーキングのサブリーダーを務めておりますカシオペア環境研究会の森川と申します。よろしく申し上げます。

本日は、当ワーキングの橋本リーダーが欠席しておりますので、代わりまして私からワーキングにおけるこれまでの取組みと課題などについてご報告します。資料１をごらんください。２ページをお開きください。取組みの趣旨についてです。まず、このワーキングは、不法投棄事案の再発防止や地域のすぐれた環境を守っていくため、原状回復の記録の活用、跡地の環境再生のあり方など不法投棄事案の教訓を次の世代に伝えるための取組みについて、地域と連携して検討することを目的に平成26年末に設置されまして、第１回目の会合が平成27年１月に開催されました。このワーキングは、原状回復対策協議会の下に設置されたものです。メンバーは、主に地元二戸市の環境保全やまちづくりを行っている団体などに所属している方々です。これまで３回の会合を持ち、跡地の利活用や原状回復対策の記録の整理や活用などについて検討を行っております。本年１月30日には、二戸市事業として県境不法投棄事案の教訓と跡地利活用を考えるフォーラムが開催され、市民の皆さんなどと活発な意見交換が行われました。

３ページをお開きください。原状回復の記録の保存や活用のあり方について、検討しましたことを報告します。１行目にありますとおり、不法投棄事案をきちんと総括して後世に伝えるための学習施設などを二戸市内に設置し、情報発信を行い、この事業を風化させないことが大切であるということ、ここの学習施設では二戸市民等が環境教育などに利用し、環境問題を考える材料にしていくため、本事案に係る経緯、不法投棄の防止策、土壌や地下水の浄化技術、対策などについてわかりやすく取りまとめた資料を公開していくことが必要と考えています。

今後の取組みとしましては、こうした資料について原状回復対策を行っている県がデータをわかりやすくまとめるとともに学習施設をどこに設置し、誰がどのように運営していくことがよいのかなどについて検討していくこととしていきます。

次、4ページをごらんください。跡地利用策については、本ワーキングや二戸市民などのフォーラムにおいて活発に意見交換されています。フォーラムの開催概要につきましては、この資料の9ページから11ページに記載しております。

9ページをごらんください。フォーラムは、今年の1月30日土曜日に、この合同庁舎の隣にあります二戸市シビックセンターにおいて開催され、二戸市民を初め約100名の皆様の参加がありました。田子町からも山本町長さんを初め、多数ご参加いただきました。ありがとうございます。

まず、齋藤委員長から「忘れちゃなんねー県境不法投棄事件」と題しての基調講演がありました。齋藤委員長からは、現場の環境再生を新たな地域づくりにどう生かすかが私たち二戸市民に問われているのであるから、次世代に引き継ぐ私たちの未来責任と捉え、市民自らが考え、地域一体で環境再生に取り組むことが地域創生の道であるとお話がありました。基調講演を聞かれた会場の皆さんは、この不法投棄という負の遺産の跡地を地域づくりにつなげていく必要があることを再認識された瞬間でもあったと思います。

その後行われましたパネルディスカッションでは、生田弘子パネラーからカシオペア環境研究会において、10年ほど前になりますが、現場の跡地利用について当時の中学生から発表のあった夢やアイデアの内容についてのお話がありました。また、パネラーの一人、東京生まれで現在二戸市在住、カシオペアFMパーソナリティーの田中知明さんからは、「日本一」をキーワードに市民の無関心を関心に変える必要性や、現場でロックフェスティバルを行って現地を知ってもらう機会を持ち、交流を深めるイベントの開催などの提案をいただきました。

さらに、参加された皆様に対し、跡地利活用などについてのご意見をアンケート調査しました。その概要が4ページにあります。なお、詳しいアンケート結果については、12ページ以降に記載がありますので、後でごらんください。

4ページにお戻りください。まず、アンケート回答者の属性についてですが、回答は49名の方からありました。その中で、男性全体の7割を占め、年齢では50代以上で全体の8割以上を占めています。残念ながら20代以下のアンケート回答者はおりませんでした。このことが今後の大きな課題だと考えています。

跡地利用についての主な意見は、4ページから5ページにかけて記載してあるとおり、植樹をする、花畑にする、現地を会場にイベントを行う、エネルギー利用を行うなどさまざまな意見が多く出されています。

6 ページに行きまして、今後のワーキングの取り組みについてです。最初に教訓を伝える取り組みについては、誰がどこでどのように教訓を伝えていくか。2つ目が跡地利用策については、引き続き多くのアイデアを募り、どのように跡地利用を具体化させていくか。教訓を伝える取り組みや跡地利用策について、20代以下の若い世代からの意見が少ないとの課題がわかりましたので、今後のワーキングでは1、県が作成しているデータベースについて、その内容が市民にわかりやすく事案について網羅されたものであるかなどの視点で検討していくこと。2つ目、学習施設について、その事業主体、設置場所などについて検討していくこと、3、跡地利用策について、引き続き多くのアイデアを募り、出されたアイデアの実施可能性を検討し、具体的な跡地利用方法のほかその事業主体、運営費の確保策などについて検討していくこと。4、これからの取り組みについては、幅広い世代の二戸市民の意見を聞きながら進めていくこと。以上、4つの課題解決に取り組んでいきたいと考えています。

次、今後のスケジュールですが、最後の21ページをごらんください。今後変更されることはあると思いますが、基本的に来年度は会合を3回行い、原状回復対策協議会に随時報告していきたいと考えております。

最後に、課題として浮き彫りになりました若い世代の関心の薄さ、若い世代からの意見を聞くにはどのような方法がよいのかや、二戸市によるイベントと連携し、現場視察の機会も入れながら引き続き二戸市民の皆さんから跡地の利活用などについてご意見を聞き、出されたアイデアについてどのように取りまとめていくかなど検討していきたいと考えています。

以上でワーキングのこれまでの取り組みと課題についてご説明いたしました。

○齋藤委員長 ありがとうございます。1月30日にフォーラム実施したときには、結構会場ほとんどいっぱいになるぐらいに多くの方が集まって、皆さん方真剣に考える機会になったということが一つの大きな成果ではないかと思います。まだ具体的にどうという煮詰まった話ではありませんが、今日まとめていただいたようなところまで議論が進んでおるといことでありますので、委員の皆さんからご質問とかご意見をお願いをしたいと思います。

中澤委員さん、お願いします。

○中澤委員 跡地利用について、いろいろフォーラムで意見出されてすごくよかったと思います。教訓を残すという意味では日本一を目指して、何かやろうとあったのですけれども、例えばもう既に二戸市さんでやっているかもしれませんが、1人当たり1日排出量を岩手県で最も少なくするような運動をされて、不法投棄の教訓を継続させる取り組みをやられてもいいような気がしました。

○齋藤委員長 その辺の議論はあったでしょうか。

○森川代理（生田委員） 実際に、毎回の広報にのへ等にごみの量についてはどのように変化があったとか常に載っています。あと1人50グラムを減らしていければ目標に達成しますとか、そういう具体的な数字も出されています。

○齋藤委員長 それは、委員会の不法投棄と結びついた形で、どこの市町村でも削減ということの一つの施策としてやっております。でも、二戸であれば、この不法投棄の教訓として二度とこういうことが起きない形を持つていくためには、自分たちとしても削減とかという結びついたものというのが有効だと思うのですが、その辺の議論は。

○森川代理（生田委員） 私たちカシオペア環境研究会は、以前から豊かな暮らしが生み出すごみの行方ということで何度かフォーラム等やってまいりましたが、そのあたりのことがなかなかいつも参加している方のメンバーというのが大体決まって、関心持っている人が決まっているので、何度やっても来てくださる方が同じような顔ぶれというところが、その辺が問題で、まさにこれにありますように、無関心な人たちに関心を持たせるというところではずっと悩みです。

○齋藤委員長 二戸市長さんにお聴きします。市として一つの施策等で訴えていく形というのが現実の忘れないための大きな意味合いがあると思うのですが、何がお考えの点はございますか。

○藤原委員 ごみの減量化については、ずっと取り組んできているのですけれども、なかなかこの辺のカシオペア地域というか、二戸広域の中でも一番遅れているような感じで、ごみはなかなか減っていかない状況です。

それで、何らかのものをきっかけとして、このごみの減量に取り組んでいかなければならないと思っておりますが、盛り上がりとか何かのところでもう一つ欠ける面がありますので、例えばこういうもの、これを契機としてもうごみの減量には取り組んでいきたいと思いますというふうなことになるればもっと効果があるのかなと、今お話をお聞きしながら思っている次第でございまして、今後一つの大きなごみの減量化につながるような対策にはなると思っています。ぜひまとめ上げながら、これについても話し合いしながらやっていきたい。何せ市民の皆さんのご協力がなければ、行政だけが動いていってもなかなか減量化につながらないものですから、毎日ごみを出す方々のやはり関心を引くような施策をやっていかなければならないなと思っているところでございます。

○齋藤委員長 これは、跡地利用というのは、この不法投棄の教訓をどう生かしていくかと

いうことの一つのテーマであって、あくまで言ってみれば持続可能な社会という、そういう形に生かすような具体的なものをとらないといけないという面もあるのですよね。そういう面で言えば、この不法投棄の経験、これは単に首都圏のごみではなくて、私たち自身もごみを減らしてという、そういう形の運動をして初めて、二度とこういうことが起きないようにというふうに言える話だと思うので、私はこれはむしろ一番先にどう生かすかという意味合いで言うと、持続的なそういう施策として地域が活動していくという意味合いにおいては一番大きいポイントかなという気がしておりましたので、売り物にして市長がぜひ大きなアドバランを上げていくというのも、これは決して悪いことではないのだという思いもいたします。

中澤先生、そんなところの話でいかがでしょうか。ほかにご意見ございませんでしょうか。笹尾委員さん、何かご意見はありませんか。

○笹尾委員 徐々に市民の方々がどのようなお考えをお持ちかということが出てきたというか、幾つか具体的な話、ご意見が出ているように思います。まとめにありましたように、確かにちょっと残念ながら若い世代がどのようなお考えかというのがわからないというのが課題だとは思いますが。確かに私も大学で講義していて年々この県境不法投棄を知らない学生が増えていまして、本当にちょっとショッキングなぐらい県内の学生でも初めて聞いたとか、そんなに大きな問題があるとは知らなかったというような状況ですので、二戸市地域に限らず、岩手県全体としてやっぱりこの問題をまさに持続可能な社会という意味では、これからの人たちがそういったところを認識してもらわないといけないと思います。ですので、こういった跡地利用、あるいはデータベースの整理ということで、一つの大きなきっかけになるものと期待していますし、ぜひともそういったものになってほしいなというふうに思っています。

○齋藤委員長 ありがとうございます。次代に引き継ぐということが非常に大きいといいながら、特に若い人の関心がこういう問題についてどんどん薄れていくというのが現実なわけなのです。みんなこの負の遺産をということで一生懸命知恵を絞ってきたのですが、その後生まれた子供たちにとってみれば別に大したダメージも来なかったし、自分たちには余り関係ない、何それというふうな感覚があるとすると、次につなげていくということが非常に難しくなってしまう。だから、例えばこれはこれから検討してもらいますけれども、以前中学校からアイデアを募集して、どうしましょうかというふうなことでテーマをもらったりしながら、その時点では具体化はしなかったのでありますので、改めて子供たちに説明の機会が

あって、どうみんなで次の二戸を持っていきましょうか、これどう活用しましょうかというふうなアイデアを募集してということはぜひ学校とも、理解が得られるのであれば、考えてほしいポイントかなど。なかなかお金も出てこないと言いますけれども、これもコンクールに、優秀賞には市長杯を授けるとか、シンポジウムで言ったのですけれども、深刻に考えてやったら続きません。だから、楽しい行事の中でこういう教訓が一つの文化として根づいていくような形というのが非常に大事だと思うので、そういうイベントみたいなものも検討してほしいと思いますし、何だったら市民全体についても概況を説明した上で、何かいいアイデア募集ですと、1等賞にはいいでしょう、10万ぐらいあげたってというふうなことで関心を持ってもらうということのイベントをたくさんするということが大事なのだと。多分非常に委員会とかはワーキングでいいアイデアを出して実行したとしても、市民が蚊帳の外だったら、結局どんなに立派なことをしても何も生きないということになってしまう。ですから、大いにそういう話題を盛り上げて、みんなにここに楽しくいろんなアイデアもというふうな形というのはちょっとご検討いただいたほうがいいかなという気がしますし、そうなってくると市としての何かバックアップなり、あるいは市が前面に立った活動というものも非常に必要なことになるのかなという気もします。

四、五日前に行った盛岡の病院で、目の前に岩手山がよく見えまして、若い看護師さんにちょっと話をしたら、「えっ、岩手山って火山なんですか。知りませんでした」と、あれぐらい噴火で大騒ぎしたのだけれども、ああ、20年経つとそういうふうになってしまうということを目の当たりに実感をしてまいりました。ぜひ検討をしていただければありがたいなと思います。

ほかによろしいでしょうか。ご意見ありませんか。板井先生、何か思いありませんか。

○板井委員 特に。

○齋藤委員長 特にない。

よろしいですか。

「なし」の声

○齋藤委員長 では、引き続き、いろんな知恵を絞ってやることはやってみて、生きたものが生きてくればいいということで、ぜひバラエティーに富んだ対応を考えていただければありがたいなと思います。きょうは、橋本先生、所用により本日お見えになりませんでした、お伝えしていきたいと思えます。ありがとうございます。

それでは、(2)の協議事項、1番目がジオキサン対策についてということで、説明お願

いします。

○川又主任 廃棄物特別対策室の川又と申します。1,4-ジオキサン対策について説明します。資料2、22ページを御覧願います。

平成21年に環境基準が設置されました1,4-ジオキサンが場内の地下水から検出されており、浄化を実施しています。揚水井戸から汚染地下水を回収し、水処理施設で処理する洗い出し処理で浄化を実施しており、全体として濃度は低下傾向にあります。下の図のとおり、ジオキサン濃度が高く推移してきたA地区、J地区において、今年度大型集水井戸を設置して、揚水を強化しています。こちらの井戸は、昨年11月の前回協議会において、現地でご覧いただきました。

また、濃度が高いA地区、J地区などを中心に貯水池を設置しています。これらの池から水処理施設で浄化した水や雨水等を溜めて、地下に浸透させて、浄化を促進しています。前回の協議会前後からの状況について、図の黄色い囲みに赤字で書いている部分に示しています。

まず、1つ目としては、D地区に直径2.5メートルの大型揚水井を設置して、12月から揚水を開始しています。2月の実績で、水量は1日当たり6トン程度、ジオキサン濃度は0.1ミリグラムパーリットル、基準の2倍程度の水が揚水されている状況です。

また、2つ目といたしましては、A、B地区の境界部において、高濃度の土壌が発見されたことから、その掘削除去を実施しております。前回協議会の現地視察の時点では、9割方完了した状況を御覧いただきましたが、その後予定の深さまで掘削を完了しました。

続きまして、地下水の調査結果について説明いたします。26ページを御覧ください。こちらは、平成25年度以降の井戸ごとの測定結果を基準超過割合に応じて色分けをした表になっており、上の段が揚水井戸、下の段がモニタリング井戸です。太い枠で囲んだ一番右側が昨年11月から本年2月の結果になります。なお、1月、2月は、積雪のため採水井戸が限定されているという状況です。全体の井戸を調査した12月の結果では、全42井戸中14の井戸で基準を超過しており、濃度の最大値としてはB地区の1-⑤-Uが0.5ミリグラムパーリットル、基準の10倍でした。この井戸については、1月は0.56と、濃度の低下が見られないため、井戸周辺の汚染源の調査を実施しています。内容については、後ほどご説明します。

また、表中で横長の太字で囲んだところ、A地区、B地区、J地区の大型井戸では基準の2倍程度の汚染水を揚水しているという状況です。

それから、横長の太字で囲んだB地区のヨ-2については、10月には2.8ミリグラムパー

リットル、基準の56倍の汚染が確認されていましたが、A、B地区の境界部の土壌の掘削除去により、井戸の底よりも深い位置まで掘削されたため、井戸が撤去されています。

続きまして、23ページを御覧ください。こちらのグラフは、各地区の1,4-ジオキサン濃度の推移です。縦軸はジオキサン濃度、横軸は年月で、各地区にある井戸の濃度を平均した値をプロットしています。なお、1月、2月は、積雪のため採水井戸が限定されていますので、このグラフは昨年12月までのデータとなっています。

まず、上の図、A地区については、大型井戸を設置後もなかなか濃度が下がっていないため、調査を実施しておりまして、来年度さらに対策を講じることを検討しております。

次に、真ん中の図、B地区については、汚染源の土壌の掘削除去によりまして濃度が低下しておりますが、まだ基準超過が継続している状況です。また、このグラフは12月までということで下がっていますけれども、個別の井戸では12月から1月に濃度が上がっていますので、来年度さらに追加対策が必要であると考えています。

続きまして、下の図、D地区については、基準超過が見られますが、大型井戸を12月から稼働していますので、その効果を経過観察している状況です。

続きまして、24ページを御覧ください。上からE、K地区、真ん中のF地区、下のG地区については、いずれも濃度が低下しておりますので、現対策を継続します。

続きまして、25ページを御覧ください。H地区については、環境基準を前後横ばいで推移していますが、今年度揚水強化対策として北調整池付近に井戸を設置して揚水を強化しており、その経過を観察しています。

真ん中のJ地区ですが、やや基準を上回っているところで、若干低下傾向にはありますが、個別の井戸では基準の3倍から4倍の井戸もありますので、来年度追加対策を検討しています。

一番下のO地区については、基準値を下回っていますので、現在対策を継続します。

まとめると、A地区、B地区、J地区について来年度対策を検討しています。

続きまして、27ページを御覧ください。こちらは、A、B地区境界部の掘削除去の状況について御説明します。A、B地区境界部の井戸の地下水において、基準の100倍強の汚染が確認されていたため、周辺の土壌の調査を行った結果、砂層を中心に高濃度汚染が確認され、掘削除去を行いました。中ほどの図の赤枠で囲んだところを掘削除去しました。左の写真が掘削前、真ん中の写真が掘削後の状況で、幅20メートル、高さ15メートルぐらいの範囲を掘削除去しました。掘削後の法面からの浸出水は真ん中の写真の手前にある池で受けて、ポン

プで圧送して水処理施設で処理しています。この水については、2月の測定結果で、2.4ミリグラムパーリットルという非常に高濃度の水が出ていることが確認されています。これは、今回の掘削除去において大もととなる高濃度の汚染源は除去しましたが、まだ土の中に残っている比較的高濃度な汚染から出てきているものと考えられます。

また、掘削除去した土については、右側の写真のとおり、アスファルト舗装したストックヤードに仮置きして、雨水による洗い出しを行っています。そこから出てくる水については、水処理施設に送って処理しています。なお、この水については、最大0.27ミリグラムパーリットルのジオキサンが確認されています。

続きまして、28ページを御覧ください。A地区西側の土壌調査結果です。A地区に大型集水井戸を設置して、昨年8月から稼働しており、地区全体としては濃度の低下が確認されていますが、この大型井戸の西側、特に紫色で囲んだ1-⑤-ウの井戸において、ジオキサン濃度が0.5ミリグラムパーリットル、基準の10倍程度から低下しないことから、この付近にまだ汚染源があると考えられましたので、調査を実施しました。

まず、表層の土壌10地点で調査をしたところ2地点、赤い点線で囲ったナンバー7とナンバー9地点でジオキサンが検出され、特にナンバー9では0.054ミリグラムパーリットルの汚染が確認されました。そこで、その地点と、あと1-⑤-ウに近い下流側、ナンバー8の2地点について、ボーリング調査を実施しました。その結果が一番下の断面図です。ナンバー9の地点では地下に汚染はありませんでしたが、ナンバー8の地点では深い層で汚染が確認され、この汚染が1-⑤-ウの地下水の汚染原因と推測されます。

平面図の緑色で囲んだ部分において、まだ汚染が残っている可能性があるため、来年度当初、4月からこの周辺の調査を実施する予定としています。

続きまして、29ページをご覧ください。今後の対応予定についてご説明します。まず、既存井戸による洗い出しは継続しながら、以下の重点対策を実施します。

まず、1つ目は、J地区の北側に大型の集水井戸や貯水池を設置します。当初は、今年度施工する予定にしていたが、今年度特にA、B地区境界部で高濃度の汚染が確認されて、その対策を優先したことから、来年度施工することとしたものです。

次に、2つ目ですが、A、B地区境界部において対策を実施します。詳細は、30ページの図6をご覧ください。上は平面図、下は断面図です。赤で囲んだものが今年度掘削除去した部分で、一番高濃度であるところは除去しましたが、まだ若干濃度が高い土壌が残っています。ピンク色で囲んだ南側の部分は来年度、掘削除去をさらに進める予定です。ただ、緑で

囲んだ北側部分については、県境部が高くなっており、勾配がきつくなってしまうので安全に掘削除去を行うことが困難ですので、穴のあいた管を入れて汚染水を集める排水横ボーリングを施工する対策を実施する予定としています。

続きまして、3つ目の重点対策は、A地区西側の対策です。詳細は30ページの下の図をご覧ください。先ほどご説明したとおり、1-⑤-ウの井戸付近の赤丸で囲んだ部分の深い層で汚染が残っていることが確認されましたので、この範囲でボーリング調査を実施して、汚染範囲を確定させた上で、対策方法を検討していくことを考えています。具体的には、掘削除去、あるいは集水管横ボーリングの設置という対策を想定しています。

これら3つの対策につきましては、来年度、28年度の前半、秋ごろまでに行いたいと考えています。

また、今回御説明した今後の対応につきましては、去る2月3日に開催された汚染土壌対策技術検討委員会でご意見をいただき、ご説明させていただいておりますので、申し添えます。

続きまして、31ページをごらんください。参考として掲載しておりますけれども、水処理施設の運転状況になります。こちらについては、原水及び処理水の1,4-ジオキサン濃度を週に1回、処理水のVOC及び重金属等を月1回測定しております。ジオキサンにつきましては、中ほどの表のとおり、処理後はいずれも不検出になっています。その他の項目につきましては、検査結果を32ページ以降掲載していますが、表4のとおり硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素についてやや基準を超える値が確認されておりますので、こちらについてはモニタリングを継続したいと考えています。

なお、表3にありますジオキサンの原水濃度については、10月、11月ごろは0.05ミリグラムパーリットル前後で推移していますが、12月以降上昇しています。これは先ほどご説明したA、B地区境界部の土壌の掘削除去後の浸出水を集めているという影響と考えています。

資料の32ページから35ページは、検査結果になりますので、説明は省略いたします。

以上で説明を終わります。

○齋藤委員長 ありがとうございます。ジオキサン対策について、専門委員会のほうでもいろいろ議論されたと思います。中澤委員さん、何か専門委員会のほうでの検討について、追加でお話しいただく点がありましたらお願いしたいと思います。

○中澤委員 県の今後の取り組みに関しましては、委員会で出された意見を踏まえて今後の取り組みを決められたと思います。その中で出てきた意見の中で、いわゆる遮水壁をつくっ

たときに青森県側を含む地区があるのですがそこを今後どうするか県の考えを説明してください。

○齋藤委員長 委員会の中では、そういうことは議論はされているのですか。

○中澤委員 一応そういう質問は出されました。

○齋藤委員長 質問が出たということですか。

では、事務局のほうでお答えいただければ。

○佐々木再生・整備課長 今の質問に対するお答えは、それでは資料の28ページごらんください。今のご質問は、A地区の西側の土壌調査の関係で、ヨー5とか1―⑤―ウのあたりでまだまだジオキサンが濃いところがありますというもので、ここについては、今後調査するというので説明いたしました。そのヨー5、1―⑤―ウの左ちょっと下のところに大口径Aと黒で書いていますが、そこにも汚染があるというので、今中澤委員がご指摘いただいたのはこの辺の対策をどうしていくのかということのご質問と思っております。

まずは、この緑の範囲の調査を実施、その汚染状況を把握した上でその沢筋の下流側の対策をどうするかというような順を追って対応していきたいと思っております。まずはこの緑の点線内の汚染範囲の特定をしていくということを考えていきます。

○齋藤委員長 中澤委員さん。

○中澤委員 時間がすごく限られていますので、汚染源を精査するというので追加ボーリング等の調査を行うということですが、その後いかに迅速に対策をとって浄化を行うかというのがなかなか難しいと思っております。委員会でも時間が限られているので、いかに的確に方策を決めて取り組むかというのが大変ではないかなという意見が出ていました。時間との闘いになるかもしれませんけれども、よろしくお願ひしたいと思っております。

○佐々木再生・整備課長 ありがとうございます。そのように早目の対策をとっていきたいと思っております。ありがとうございます。

○齋藤委員長 ありがとうございます。ほかに。

佐藤委員さん。

○佐藤委員 出されたデータで見ると、A地区は上がり下がりしながらもジオキサンが少なくなっているという感じなのですが、B地区のほうは余り変わってなくて高いのですけれども、A地区が下がるのはどのくらいまでかかるのか、見直しをお聞きしても難しいかもしれない。

それから、あと追加対策実施というのがあるのですが、それもいつまで可能なので

しょうか。できるのでしょうか。

○齋藤委員長 2点お願いします。

○佐々木再生・整備課長 A地区が下がっていないというのは、Aの西側に、大型井戸を設けて水も集めているのですが、そのまた西側に汚染が残っているので、まだ高いというのがあります。そこを早く調査して範囲を特定して対策を講じようというところでございます。

スケジュール的なことは、最後のほうで説明しようと思っておったのですが、60ページをごらんください。28年度の対策スケジュールは、4月早々からはそういう調査ですとか、対策をとれるものは、4月からとにかく行って、28年度の前期で見通しをつけていきたいというふうなスケジュールでいきたいと思っております。先ほどの中澤先生からのお話もありましたが、時間がないというのは承知しておりますので、その辺は速やかに工程を組んで対応していきたいというふうに考えております。

以上ですが、よろしいでしょうか。

○佐藤委員 はい、わかりました。

○齋藤委員長 ほかにいかがでしょうか。

はい、板井委員さん、どうぞ。

○板井委員 私前からすごくこだわっているのが矢板を打ちましたよね。矢板を打って欲しいという青森県の要求があって、それはこの恐らくA、Bの、特にAのほうから来ているから、打って青森に入るのをとめろという話でしたよね。その後、私が矢板を打った後、それがどうなったのかを教えてほしいと言ったのですが、要するにそのことで青森県側の汚染は減ったのでしょうか。あるいはそうして逆にこちら側が、例えば濃度がその打った後増えているとか、そういう打った後どうなったか、教えてください。

○佐々木再生・整備課長 きちっとしたデータが出ているわけではないのですが、要は矢板を打つ前はキャッピングということで雨水の浸透を抑えていたというのがあります。そこで、基本的にはA地区からのジオキサンの流れというのは抑えられたというふうに考えます。

26ページですね、26ページにA3の表があって、上の表と下の表が分かれていますけれども、その上の表の一番下の行が大口径Aというところなのですけれども、今まさに皆さんからご指摘あったところのA地区から青森県側のほうに行くラインというのがこの大口径Aというふうに推測されるところがあります。ちょうどキャッピングを剥がしたあたりとか、剥がしたときにこの観測井を設けてモニタリングを始めていますが、はっきりとした因果関係はわかりませんが、初めの剥がした直後観測井ができ上がったところは基準をク

リアしていたのだけれども、その後基準を超えています。想定ですがキャッピングを外したことでやっぱり雨水が流れて、少しかう流れ始めたということも考えられるとは思っております。

ただ、あとはこの大口径Aというのは、ちょっと大きめの井戸ですので、きちんとそこは揚水して汚染拡散を防止しているという状況でございます。

○齋藤委員長 どうぞ。

○板井委員 お話は、今お話あったのは2つの点があって、打ったよと、キャッピング剥がしたよと、2つの要因が重なっていますよね、話が。それはこっち側の問題でしょう。

○佐々木再生・整備課長 そうです。

○板井委員 だから、それどっちだかわからぬという今の結論ですよ。

○佐々木再生・整備課長 はい。

○板井委員 2つの要因がなっている可能性もある。

○佐々木再生・整備課長 はい。

○板井委員 では、青森県側の水質がどうなっているというのがもう一つあります。

○佐々木再生・整備課長 そのデータは今持ち合わせていませんので、その辺はご意見踏まえて、青森県にお聞きしたいと思います。

○齋藤委員長 要望に従って矢板打ったので、なおかつ漏れているとすると、矢板が役立たずということになってしまうので、細かい数字はどうなのかわかりませんが、どうだったというような大ざっぱな話も特にその後はないのでしょうか。

○佐々木再生・整備課長 鋼矢板をはさんだ両県の井戸の地下水位には差が生じていまして、矢板がある北側の岩手側の地下水位は高く、青森県側の地下水位が低く、矢板を挟んで地下水位がきちんとあるということは両県で確認しておりますので、そういう趣旨からいって遮水壁の効果はきちんとあるというところですが、それを設けたことで青森県側の濃度変化については確認させていただきます。

○齋藤委員長 せっかくあれだけの措置をしたのですので、ご迷惑はかかっていないなということぐらいはできれば共通認識にしておきたいなという思いがちょっと私もいたすところがあります。やっぱりそのあたり板井先生もその後というお話をしたのではないかと思いますが。

○板井委員 先ほどの中澤先生の意見でちょっとそれを思い出していたのです。

○齋藤委員長 ほかにいかがでしょう。

生田委員の代理の森川さん。

○森川代理（生田委員） 今細やかなこととお話しされているところ、申しわけないのですが、このA、B地区の境の法面、私今27ページの写真3枚、真ん中を見てお話ししますが、このA、B地区に1,4-ジオキサンが高濃度に継続して出てくるとい、これは何由来の1,4-ジオキサンなのかはわかりますか、不法投棄物からなのですか。

○佐々木再生・整備課長 不法投棄由来と考えております。ジオキサンは、工業製品をつくる製造工程で使われているというものですので、一つの産業廃棄物ということで排出されたものが不法投棄されたものと考えています。

○齋藤委員長 はい、どうぞ。

○森川代理（生田委員） この先ほどお話し真ん中の写真から見る限り、これがA地区付近ですよね。この奥の一番最初に不法投棄があった青森県側11ヘクタール、岩手県側16ヘクタールと決めて10メートルの掘削して、それでここは掘っているわけですけども、このA地区の向こうに見えます木が生えている法面ではない奥のほう、最初の16ヘクタールと決めた区域外のところに不法投棄されたものがあることから出てきているとか、そういうことは想定はされていないのですか。

○佐々木再生・整備課長 いえ、それはないです。場内はきちんとジオキサンのある範囲は特定しているのと、27ページの写真の真ん中が非常に高濃度だと、その分布調査のもと、高濃度で幾ら揚水しても濃度が下がってこないという事実に基づいて対策しております。この掘削した向こう側には汚染はありません。A地区については、こちらのB地区のほうからA地区の大型集水井のほうにA f 3層というところを通じて地下水が流れると考えていますので、ここを掘削することでA地区の改善にもなる可能性があるというふうには考えております。場内外でモニタリングしていますが、区域外で投棄の可能性というのはないというふうに考えています。

○齋藤委員長 はい、どうぞ。

○森川代理（生田委員） ということはA地区付近に液状のものがばらまかれた、その工業用水、そういうものからの1,4-ジオキサンがそこに入っていたということですか。

○佐々木再生・整備課長 不法投棄の方法まではわからないのですが、現実として恐らく液状物の産業廃棄物の不法投棄もあったのだらうと推測してます。別にベンゼンだとかテトラクロロエチレンというのも工業製品製造のときに使うもので液状ですので、そういったものがこの土地に不法投棄されたものではないかと推測しています。

○森川代理（生田委員） ありがとうございます。

○齋藤委員長 この27ページの平面図で、写真撮っているのは東側、南側から写真撮って、断面を撮っているのですよね。

○佐々木再生・整備課長 写真の方向をお話ししていませんでしたが、下の3つの写真の左側から1、2枚目の撮影方角は、上の図の右から、青い字でAと書いたほうに向かって撮っています。Aから奥の赤丸のB-4の方向を写しています。東又は南東から西方向に撮影しています。

○齋藤委員長 多分Aダッシュと書いたあたりがこの水のたまっている位置あたりに該当するということですね。

○佐々木再生・整備課長 はい、そうです。

○齋藤委員長 ですので、ずっと真っすぐの奥のほうは、ほとんど汚染されていない。赤い部分を今回掘削して、これで全部かという、どうもそうでもないなど。両側の緑の部分は、まだ高濃度の土壌、推定範囲、ある可能性がある。下側、つまり南側のグリーンのところは、これは掘削するのですね。

○佐々木再生・整備課長 はい、南側は掘削しますし、北側は掘削できない、法面の安全性を確保されない、穴のあいた管を横ボーリングに入れて汚染水の排出を促進させようという対策です。

○齋藤委員長 そこのところの説明がすんなりいかなかったようなので、南側がともかくまだあるらしいから、それはまたやっつけるぞという、上、つまり北側のほうは、確かに真ん中の写真に右側に木がたくさん茂っている急勾配で、ここをカッティングというのはちょっと安全上きついで、でも何かある可能性があるということは確かなので、これに穴掘って吸い出すという、そういう形でやれば、この残った部分も全部とれるかなという対策を講じるということですね。

○佐々木再生・整備課長 はい。そのことが書かれているのは、30ページをごらんください。今言った対策の概要を書いているのが30ページで一番上の図で青い線が書かれているのは、ここを掘削するとちょっと法面がきつ過ぎて土砂が崩れる可能性や、労働安全も保てないということなので、穴のあいた管を横に、地層の地下水があるところに差し込んで出していきます。あとは、赤のところはとりましたので、その下のピンクのところは、ここは安定した勾配がとれますので、掘削することをやっていきたいです。

○齋藤委員長 ジオキサンはこのカットしたところ（赤で囲んだところ）に、全部上から下

まで均等にあるのではなくて、特に砂の、つまり水を通すところの地層に濃縮してある。でするので、多分液体起源だとか、普通の廃棄物の中にまじっていたやつが洗い出されたのかわからぬけれども、土中に浸透して砂の水のたまる層のところに濃縮してあると。だから、北側のほうはその砂の層の中に穴を掘ってやって水を引っ張り出せば、全部取らなくてもジオキサンは取れるだろうという、そういう推定をしているというふうに理解していましたが、こういう説明だとわかるのではないかと。

○森川代理（生田委員） ありがとうございます。

○齋藤委員長 ですので、この境界部はこの方策でまずはいくはずだという、そういう思いですよね。

○佐々木再生・整備課長 はい、そのとおりです。

○齋藤委員長 全域でいうと、ジオキサンは廃棄物のあったところに出てきているので、何の起源かというのは明確にはできかねるところがあるのだけれども、要するに不法投棄したり、よそから運ばれた物起源でここに残ってしまっているという、そういう全体的な解釈は妥当だろうと思います。ですから、逆に一番最初に筋掘りで全域を調査したあとに、埋まっていないところからジオキサンが出てくることは、そこに水が流れていかない限りはまずないと考えていいのではないかと思います。ほかにご意見、ご質問ございませんでしょうか。

中澤委員さん。

○中澤委員 確認ですが、その掘削したところからの浸出水にジオキサンが高濃度で含まれていたとのことですが、西側の法面からの浸出水はジオキサンを含まない、すなわち西側のほうはもう汚染源はないことは確実ということですか。

○佐々木再生・整備課長 この例えば今27ページごらんいただければ、赤でB—1とかB—2、B—6まで書いていますが、こういった位置はボーリングして、ある程度の範囲は汚染範囲を特定しています。というのと、モニタリング結果などからも西側のほうはどちらかというと薄くなっているというのは確認しております。

ただ、あとはどこの方面の浸出水がどこから出てきて、どれが高いのかという、その原因究明まではなかなか難しいところがありますので、そこはB地区、ここの全体から出てきた浸出水として取り扱って、全体をとっていこうというふうには思っています。

ただ、言えるのは、この27ページの中のB—1というのは非常に高いところがまだ残っているというのがわかっていますので、そういった北側の法面だとかという、あるいは南側の

法面から浸出してきている可能性は高いと考えています。

○中澤委員　すると、くどいようですけれども、西側のほうの、いわゆるよりA側に近いほうは、もう汚染源がないということで、今度西側のほうでは掘削はしないということですよ。

○佐々木再生・整備課長　昨年度調査した結果では西側のほうは濃度が薄くなっている。この大きく掘削した先がA地区に設置した大型井戸からの横ボーリングに近い範囲になりますので、西側の汚染はこちらの対策でとっていけると考えております。

○中澤委員　そういう意味で、29ページの図5のところにどこまで掘削したかというのをかいてもらおうと、位置関係がわかってきますので、次回からは掘削した範囲が解る図を作成してもらいたいと思います。

○佐々木再生・整備課長　わかりました。対策をとった後の図を全体図に入れられるようにします。ありがとうございます。

○齋藤委員長　よろしいでしょうか。それでは、ちょっと時間も押してきたところもあります。

N地区の汚染土壌対策のほうに移りたいと思います。お願いします。

○川又主任　N地区汚染土壌対策についてご説明します。資料3、36ページを御覧ください。

N地区は、廃溶剤のドラム缶等が投棄されて、揮発性有機化合物、VOCの汚染が確認されており、浄化を実施しています。これまで、微生物処理、洗い出し処理等の対策を行って、濃度は当初の100分の1から1,000分の1程度となっています。

図1は、N地区の状況です。上の図のように配置した揚水井戸から汚染地下水を揚水して、水処理施設で処理するという洗い出し処理で現在は浄化しています。アルファベットで南北の位置、1から17の数字で東西の位置を示しており、組み合わせで区画の場所をあらわしています。1区画は10メートル四方になります。

下の図において、昨年12月の時点での地下水の環境基準超過区画を表示しています。a-1、c-1、c-4、d-1、d-5、e-3、e-4の7区画が基準を超過しています。

続きまして、37ページを御覧ください。地下水の調査結果についてご説明します。図2とは、平成21年からの環境基準の超過状況を示した図で、基準超過割合に応じて色分けをしています。左下の太枠で囲んだものが平成27年12月の結果で、中央部から西側にかけて全体の区画を調査しています。その調査により、38区画中7区画の基準超過という結果でした。全体の傾向としては、平成23年、24年あたりは中央部に残留していた汚染がキャッピングシー

トを撤去した25年度以降、西側、図の左側のほうに移動しているという状況です。ここ一、二年につきましては、基準超過区画数が減りながら濃度も徐々に下がっているという傾向です。ただし、昨年11月以降、12月、本年1月、2月の結果で、太枠で囲んだ4区画、a-1、d-1、d-5、e-3については、ピンクや赤で着色した基準の5倍以上の汚染がまだ残っている傾向にあります。

続きまして、38ページをごらんください。こちらは、昨年11月、12月、本年1月、2月の結果を表で示しているものです。太枠で囲んだd-1区画が最も高濃度で、特にベンゼンについては、赤で着色した50倍以上の濃度が、昨年11月、本年2月に確認されています。その他、高濃度の4区画ではピンク色の5倍以上の汚染が確認されています。

続きまして、39ページを御覧願います。土壌調査結果についてご説明します。地下水で基準の5倍以上の超過がある区画のうちa-1区画、e-3区画について、土壌のボーリング調査を実施した結果です。

左側の図3がa-1区画の調査結果で、土壌環境基準を超える汚染は確認されませんでした。赤い点線で囲んだ部分、標高436から438メートル、現在の地盤からいいますと10メートルから12メートルぐらいの深さの地点で複数物質の汚染が残っていることが確認されました。

また、右側の図4はe-3区画の調査結果です。同じく赤い点線で囲んだ範囲で土壌環境基準は下回っていますが、複数物質の汚染が残っていることが確認されています。

なお、地下水に5倍以上の汚染がある残り2区画については、40ページに結果を掲載していますが、こちらは2、3回前の協議会でご説明しているところです。

まず、図7はd-1区画の結果ですが、基準を超えるベンゼンが赤い点線のところで確認されています。

また、右側の図8はd-5区画結果ですが、基準を超えていないものの基準の8割程度の汚染が赤い点線の深さの位置に残っていることが確認されています。

これらを踏まえて、今後の対応ですが、地下水の基準調査を継続している7区画において土壌浄化を実施するという事で計画をしています。方法としては、40ページの上の写真のとおり、パワーブレンダーによるフェントン工という工法で、VOCを分解する薬剤を入れながら、重機の先につけた機械で土をかき混ぜていくという方法です。この本現場内でも複数の箇所実績があり、N地区でも平成24年に実施している実績のある工法です。この対策については来年度の前半に対応を完了させたいと考えております。こちらの対策により、こ

のN地区については浄化を完了させたいと考えています。

なお、この今後の対応につきましては、2月3日に開催した汚染土壌対策技術検討委員会でご意見をいただいております、そのご意見を踏まえて、今回ご説明させていただいております。

資料の41ページから45ページは参考資料で、基準超過が見られる物質について、物質ごと井戸ごとに経過をまとめたものですが、説明は省略します。

以上で説明を終わります。

○齋藤委員長 ありがとうございます。N地区、VOCの対策、随分結構長くやってきて、もっと以前に全部いくかなと思ったのですが、揺り戻しが起きて、さらに手を加えているけれども、最後7区画のところはまだ抵抗しておるとい、そういう現状ですが、専門委員会のほうではこのN地区のところについて何か議論でつけ加えることはありませんか、中澤委員さん。

○中澤委員 検討委員会でも県の方針を説明いただき、フェントン工は、以前、ドラム缶が埋められていた高濃度の区画の浄化をした実績があるので、フェントン工はすごく効果的な方法だという結論でした。ただし、やり方についてはどの区画をやるかとか、どういう順番でやるかということにつきましてはいろいろ意見があり、その意見を踏まえて今後の対応ということで県が決められたのだと思います。

○齋藤委員長 ありがとうございます。委員の方々からご質問、ご意見、お願いをしたいと思っております。

板井委員さん、どうぞ。

○板井委員 今委員長がおっしゃったように、最初に微生物を使ってやるよとやって、それがうまくいってよかったねと、その後に揺り戻しがなければいいねという話は最初からあったのですが、それができないところはフェントンでやったという経緯があるので、それでこういう今の結果があるということは、微生物を使ってやったときの深さが足りなかったのでしょうか。その揺り戻しということを最初から気にしていたので、その原因としては最初の微生物工法でやったところより、さらに下に汚染があったのかということ、今後もしもこういうところがあって対策をとるときに生かしてほしい。

○佐々木再生・整備課長 過去の微生物での対策をどこまでやったかというのは今わからないので、申し上げられないのですが、基本的に微生物をやった対策の範囲では生物分解を終わったということです。

ただ、地下水の流れがこの39ページの下の方でいくと右から左に流れているので、やはり

左側に最後に汚染が残ってきている部分があって、そこがどうしても揚水して分解するという対策でははかどらないので、フェントン工で対策をとるという流れになっておりますので、取り残しという点ではないと思います。ご意見踏まえて、確認させていただきます。

○齋藤委員長 37ページに当初からの経緯で、ただしこれは最初のほうは1年か2年間隔で非常に大きなスパンで変化を出して、後半のほうは月ごとにといい、ちょっと濃縮したので、均等にタイムスケールになっていないのですが、私の記憶ではこれ一番上のほうの3つの図面にあるように、左端もきれいになった。つまり、対策としてはそれなりに効果を及ぼしたのだが、県境部に井戸を掘って水を集めるという時点でこちらに水勾配が強くなって、要するに西側に水が全部移動したという結果のところ、例えば上の3つの右側で真ん中辺にあるような、それが左側の西側に移動して結構濃い部分が西側に残ってしまったというような解釈だったと理解しております。要するに水の移動によって西側に濃度の高いところが顕著にあらわれて、結構薄くなっていかないので、直接浄化対策をやるしかないと思っていました。

○川又主任 全体としては、齋藤先生おっしゃるとおりの流れだと思います。

ただ、今ご指摘のあったバイオをどこの深さまでやったかとかというのは、改めて確認してみないといけませんので、確認して整理したいと思います。

○齋藤委員長 これ上を除去するとかではなくて、もう頭からこのパワーブレンダーでガリガリいくわけですか。

○佐々木再生・整備課長 はい。40ページの写真にフェントン工の施工例の写真があります。この重機の腕の長さよりも深いところに汚染があったら浄化できないので、今地盤を、対象地域は4メートルぐらい掘って地盤を下げています。表層部には汚染がありませんので、掘って地盤を下げて、このパワーブレンダーが届く範囲について対策をとるということと、対策をとった後にボーリングして浄化の確認を行います。先ほどの生物バイオでの取り残しがないのかというご質問についてもそういうやり方をしているはずなので、過去のことなので、調べさせていただきます。

○板井委員 いや、すごくきいて安心したという経緯があるものでお聞きしたということですね。

○齋藤委員長 今まで余り知らなかったバイオレメディエーションがどのぐらい本当にここでVOCを食ってくれるのかということについては、過去の事例も余りなくて、ちょっと気がかりで不安だったということが強く印象に残っていました。でも、きいたのですね。

ブレンダーの腕の長さは、10メートルぐらいですか。

○佐々木再生・整備課長 そうですね、10メートルぐらいです。

○齋藤委員長 それと、もう少し腕の長さがないとこの12、13メートルあたり、もっと深い14メートルか何か、そういうあたりのところには無理だということですね。

○佐々木再生・整備課長 そこにも手が届くように地盤を掘り下げて施工します。

○齋藤委員長 ほかにご質問、ご意見ございませんか。

佐藤委員さん。

○佐藤委員 資料の読み不足かもしれないですけれども、40ページに参考のd-1とかのベンゼンのミリグラムパーリットル、濃度の値が出ているのですけれども、あとこれはいつのデータかわからないので、お聞きします。

45ページのd-1のところ、真ん中より下のところのベンゼンのデータがすごく赤だらけでなっているのですけれども、これとは別な値なのでしょうか、40ページのデータ、ベンゼンのデータ。

○川又主任 まず、40ページのデータでございますけれども、こちらはd-1区画については今年度の初め、4月ごろのデータでございます。協議会で説明させていただいておりますので、参考ということでここに掲載させていただいております。こちらの調査結果というのは、土壌の調査結果でございますので、いわゆる土1に対して水10を入れて、土の溶出試験ということで実施した結果でございます。

一方で、45ページのほうでございますけれども、こちらは毎月実施しています地下水の調査結果ということでございます。土の中には土の基準を若干超えるベンゼンが残っている。一方、地下水のほうには、45ページにありますとおり、地下水の基準の50倍ぐらいのものが確認されているというものでございます。

○齋藤委員長 よろしいでしょうか。

○佐藤委員 はい。

○齋藤委員長 ほかにございませんでしょうか。このN地区がある意味では土壌汚染の象徴的な場所でしたので、早く終わったという結果が見られれば大変うれしいことだなというふうには思います。引き続き、こういう形でご努力をしていただきたいということでよろしゅうございますでしょうか。ありがとうございます。

それでは、3)が周辺環境等環境モニタリング結果ということで説明をお願いします。

○川村主任主査 それでは、資料4ですけれども、平成27年度環境モニタリング結果総括と

ということで私、二戸保健福祉環境センター、川村のほうから説明をさせていただきます。

まず、調査時期ですけれども、これは例年どおり毎年行っておりますけれども、平成27年4月から平成28年1月にかけて10回定期モニタリングということで調査させていただいております。あと2月、3月につきましては、降雪があるために調査は行われていないという形になります。調査地点につきましても水質につきましては32カ所、地下水21カ所、表流水10カ所、底質については6カ所ということで、これらの地点については例年の地点について調査させていただいているという形になっております。調査項目につきましては、水質につきましては生活環境項目、pH等6項目、健康項目、カドミウム等の重金属19項目、要監視項目、トルエン等2項目、その他電気伝導度等3項目ということで、計40項目の水質の項目を調査させていただいております。

また、底質につきましては、環境基準項目でありますところのカドミウム等の26項目、その他ダイオキシン類等2項目ということで、計28項目について調査をしているという形になっております。

平成27年度の調査結果の総括でございますけれども、水質につきましては地下水につきまして1,4-ジオキサン、これにつきましては濃度が全体的に低下傾向という形になっております。このデータにつきましては、次の47ページと48ページのほうでお示しをしております。1,4-ジオキサンにつきましては、先ほどから説明等出ておりますけれども、こちらにつきましてはまだ出ている地点はありますけれども、昨年度に比べて4カ所ほど環境基準の超過がないという地点がまたふえております。全体の傾向につきましては、48ページのほうのグラフをごらんいただければと思います。

次に、重金属類ですけれども、重金属類につきましては、濃度が全体的に低下傾向であります。場内中央部及び東側周辺部でカドミウム、総水銀、ヒ素が散発的に環境基準を超過しておりますけれども、こちらにつきましても昨年度と比べて環境基準を超えるような項目というのは少なくなってきたというような状況でございます。これらにつきましては、49ページのほうに結果を示しております。

次に、VOCですけれども、VOCにつきましてはN地区のイー20、イー21で環境基準を超過継続しておりますけれども、これまでとってきた対策等によりまして、イー20につきましては低下傾向を示しております。これらの結果につきましては、50ページのほうにお示しをしております。場外の井戸等で超過傾向にある井戸では揚水し、水処理をしておりますので、周辺への環境拡散はないというふうに考えております。これにつきましては、その表流

水のほうの調査結果等を見ていただくとわかりますけれども、まず場外のほうではそういったものは観測されていないという形になっております。

表流水、1,4-ジオキサンにつきましては、おおむね環境基準に適合、重金属類につきましては、公共用水域全てで環境基準に適合している。また、調整池浸出水で総水銀が環境基準超過しておりますけれども、これにつきましては全量回収しておりますので、場外には出ていないという形になっております。

また、VOCにつきましては、全て環境基準に適合しております。

最後に、底質ですけれども、こちらのほうにつきましては、53ページに昨年度の結果を示しておりますけれども、全ての地点において環境基準について適合しているという形になっております。

以上、簡単ではありますが、平成27年度のモニタリング結果の総括という形になります。

また、次に今年度におきましても、平成28年におきましても同じように環境モニタリングにつきましては継続して調査を行いたいというふうに考えております。54ページのほうに28年度のモニタリングの計画案という形で平成28年度に予定しておりますモニタリング計画についての概要についてお示しをしております。詳しい説明はしませんけれども、基本的には平成27年度の調査を行っている地点、これらについては全て継続して調査を行う。項目につきましても水質、底質とも今年度、平成27年度の項目と同じ項目について引き続きモニタリングを継続して実施してまいります。モニタリングの時期につきましても今年度と同様にことしの4月から来年の1月まで、冬期間の降雪期を除く期間につきまして年10回、月1回ですけれども、調査を実施しております。その中で、5月ですとか7月、9月、10月というところにつきましては全項目の調査というものを実施しております。

また、青森県側のほうでも調査しておりますので、青森県とも調整の上、実施していくという形になります。

以上、簡単ですけれども、平成28年度のモニタリング結果についてご説明させていただきました。以上になります。

○齋藤委員長 ありがとうございます。ご質問、ご意見、お願いいたしたいと思っております。

中澤委員さん。

○中澤委員 ちょっともしかしたら間違っているかもしれませんが、イー21の揚水の水質はVOCで汚染されているわけですよね。イー21というのは、N地区の北端ですよね。

そういう意味では、今話されたVOC対策、N地区のフェントン工で浄化するということによって、土壌は浄化されると思うのですが、イー21の地下水というのはN地区から流れ込んでいる、位置的に言うと、N地区の地下水がイー21の揚水井戸のほうに流れ込んでいるという判断で、N地区を浄化すればイー21の揚水の水質は改善されるというふうに考えているのでしょうか。

○齋藤委員長 お願いします。

○川又主任 モニタリング井戸のイー21は、まさに先ほど対策をとるとしたa-1区画の中にありますので、その井戸のところをフェントン工で対策をすることになります。

○中澤委員 48ページの地図を見て、確認ですけれども、a-1のところ、イー21の集水井があるところということによろしいわけですね。

○川又主任 イー21は、a-1区画にあります。

○中澤委員 わかりました。位置関係を間違いました。ごめんなさい。

○佐々木再生・整備課長 過去からモニタリング井戸を使っているイー20とか21という呼び方とN地区の対策の名称としてのa-1とかe-3とか、そういう名称をきちんと整理しないでご説明しているの、こういう混乱が起きると思いますが、結局は同じ場所ですので、来年度の対策でこのイー20、イー21の汚染は解消したいというふうに考えています。

○工藤センター長 資料の45ページを見ると、a-1（イー21）とあります、VOCの対策で、表に括弧書きで書いております。それ同じ地区になります。

○中澤委員 そうすると、イー21は、いわゆる北側から流れ込んでいる地下水でVOCに汚染されているというようなことはないという仮定でいいわけですか。

○佐々木再生・整備課長 はい、基本的にはそのとおりです。そのイー20とか21の場所にある汚染源で土壌なり地下水が汚染されているので、そのモニタリング井戸、全く同じところでの観測結果が悪いと。だから、N地区のVOC対策で話したとおり、そこには直接的に対策をとるというふうなことで、ちょっとトータルな説明をしないで申しわけございませんが、そういうことです。

○齋藤委員長 これいづれさっき言ったN地区の地下水が西に流れ込んだためなのですよ。流れ込んで、ここが高くなった。けれども、東側のほうはきれいになっており、そこから汚染が流れ込んでイー21のa-1が今高く、それが高い値の原因だというふうなことですね。

○佐々木再生・整備課長 そういうことです。長い時間をかけて流れてきたかもしれません

が、そこから東側全て完了してきていますので、現在残っている部分というところをきちんと対策をとるということになります。

○齋藤委員長 見てきてはかったわけではないですが、多分そういう流れで現状があるという解釈になるだろうなと思ったところです。いずれにしても取ってしまえば、もうここなくなるのだから、井戸がなくなりますね。

○佐々木再生・整備課長 井戸はなくなります。対策後に土壌をとってチェックして終わるという形になります。

○齋藤委員長 ほかに。

板井委員さん。

○板井委員 今のに関連しますけれども、36ページの上のほうの図と、それから45ページの上のほうの大口径井戸（北）、それから何段か下のほうのd-1の揚水井戸、その下のd-1のイ-20を見ていくと、d-1の揚水井戸とd-1のイ-20を見ると、これは揚水をやったらイ-20が下がってしまったということですよ。上のほうの大口径（北）の揚水出た後のほうがなくて、21がずっと継続していて、イ-21の濃度が高いという、これの関連はどのようなのですか、45ページ。36ページ見ると大口径（北）、それからイ-21が近いですよ。これで45ページに入ると大口径の北の揚水のデータが途中からない。

○佐々木再生・整備課長 基本的に、各ブロックの土にVOCが残ってしまっている、岩の割れ目などに残っていて動かないということです。ここは10メートル区画で土壤汚染対策法に基づいて対策しているのですが、隣同士で違う結果が出てきている。しばらく続けていても状況が変わっていない。確かに隣同士の区画でだんだん濃くなったり薄くなったりすることがわかりやすいのですが、深い地層の石と石の間だとか、そういったところにはまり込んでなかなか出てこないこともあるということです。要は、VOC比重が重いですので、そういうところにはまり込んでしまっている可能性もあるのかなというふうには、考えています。そういったところからもう揚水とかで浄化は難しいから、直接的に手を加えていくという考え方はあります。

○齋藤委員長 いいですか。

○板井委員 はい。

○齋藤委員長 ほかにいかがでしょうか。最終的に残ったこの7カ所、これについてはリミットもあるし、直接的な手を下して排除するという、そういう最終的なステップで行うということだと思いますが、よろしいですか。

イー24のところというのは、D地区ですよ。

○川又主任 そのとおりです。イー24は、D地区にあり、12月から揚水を開始している大型井戸が直近にあります。

○齋藤委員長 ちょっと上がりかけているけれども、これは一時的に水の移動とか、集水等の影響でちょっと上がったぐらいということですか。

○川又主任 そのように考えています。

○齋藤委員長 あとは、そうすると総じて下がっていったという傾向が強く出ているので、順調というふうに考えてよろしいということですね。よろしいでしょうか。

それでは、4番目が28年度の事業費、今後どうするか、今までのところでそれぞれ説明もされましたが、整理した上で事業についてご説明をいたします。

○佐々木再生・整備課長 それでは、59ページの資料5、平成28年度事業についてご説明いたします。

それぞれの1番、1,4—ジオキサン対策、2番、N地区汚染土壌対策、4番、環境モニタリングというのは、今までご説明した内容でございます。再度整理して申し上げますと、1番のジオキサン対策は井戸において汚染地下水をくみ上げることによる洗い出しというのは継続していきますけれども、ジオキサンの高濃度が継続しているA、B地区の境界部ですとかA地区の西側、J地区においては重点対策、追加対策を実施しますということ、これは資料2でご説明しました。2つ目のN地区、VOC汚染土壌対策については、井戸から汚染地下水をくみ上げるといった洗い出し処理を継続するとともに基準超過が残っている7区画についてはフェントン工という浄化対策を実施します。資料3でご説明させていただきました。4番の環境モニタリングは、今ご説明したとおりでございます。3番の跡地整形業務といいますのは、地下水を県境部から東側に自然流出させるため集水井戸と、あと地中横断管というのは地中配管を設置しますということで、61ページをごらんください。ここに5つの丸が並んでいます。これが先ほど言っている大型井戸、集水井戸と呼ばれる直径2.5メートル、3メートルぐらいの井戸を5つつくるということになります。赤丸は、既に設置済みですので、先ほども出ていたA、B、C、DのD地区の大型井戸というのは、この一番上の赤丸に該当します。実際ここでは、最後にご説明しますが、地下水の自然流下対策のほかに、ここにまだジオキサンが出てきていますので、揚水をするというのを実施しているということです。青丸は、来年度工事をする予定の部分ということです。この5つの丸の井戸を結ぶ青い線というのが地中配管を通して自然勾配で右側のある調整池まで自然に地下水を流すとい

うふうな配管になります。図の右側は東側なので、地下水を東側のほうに流す予定です。ただ、先ほども言ったとおり、現在は場内にジオキサンなどの汚染がございますので、まずこの5つの井戸というのをつくった後は汚染水の揚水という役割として使わせていただきます。しばらく使って対策が終了して、原状回復した時点で、青い線をつないだ管を通して、きれいな水が自然に流れるというふうな工夫をして最終的な対策をとっていきたいと考えています。なぜこのような対策を行うかといいますと、この5つ丸が並んでいるラインの左側には、青森県との間に県境の鋼矢板があります。地形的に岩手県側が高いですので、恐らく地下水というのは上から、図の右から左に流れている可能性があるのですが、県境矢板のところに当たる。そうすると、何もしないと地下水位は上がっていきますので、矢板があってもあふれる可能性があるというところがあります。一方で、青森県サイトでも事業を実施していますので、その辺、ご迷惑がかからないように、この鋼矢板というのは汚染拡散防止、工事による土留めという目的で設置しましたが、地下水もきれいになったものはあふれさせないで東側に流すという考えのもとで工事を行うということでございます。いずれ最後に水を流すのは、原状回復して、皆さんが安心だ、対策が終わりました、原状回復しましたという後に汚染のない地下水を自然に流すというものですので、汚染のあるうちにつきましては揚水井戸、汚染地下水をくみ上げる井戸ということで使ってまいりたいと思います。このような工事を我々跡地整形業務というふうな言い方をしていますので、取り組んで、最終形に近づけていきたいというふうに考えております。

スケジュールですが、上の左ページの60ページに行きまして、先ほども申し上げましたが、4月以降の前半期に集中して対策をとって、さまざまな浄化対策に取り組んでいきたいと思っております。

あとは、9月末ころまでに終わりたいというところではありますが、浄化対策工事の確認ということをしちつとしながらやっていきたいと考えております。

4月以降のところを集中期間ということで取り組んでいくのですが、一番下の欄に汚染土壌対策技術検討委員会が7月から9月のあたりに丸をつけていますけれども、しっかりと前期の対策については専門家の皆さんに評価をいただきながらご意見をいただき、また秋口のこの協議会に報告しまして対策の進捗などを報告してまいりたいと思います。こういったスケジュールで28年度取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○齋藤委員長 ありがとうございます。ご質問、ご意見ありましたらお願いします。

中澤委員さん。

○中澤委員 61ページの地下水の排水管、集水パイプの計画ですが、A地区には集水パイプ敷設計画はありませんが、A地区の遮水壁に滞留した地下水は自然流下で近傍のパイプのところまで流れてくるという考えなのでしょうか。

○佐々木再生・整備課長 そのとおりです。矢板があるというところがありますので、A地区のほうが高いですから、基本的にDのほうに流れてくるというふうな基本的なことを把握した上での対策ということになります。あとは、十分にこちら側に来る水をあふれさせないで流すくらいの井戸の大きさだとか、地下配管の太さというのを考えて対策をとりたいことです。

○齋藤委員長 よろしいですか。

板井委員さん。

○板井委員 前にも聞いたような気がしたのですが、忘れてしまったので、もう一回教えてください。最終的にきれいになったよと、地下水の全部が。そのとき矢板抜くのでしたっけ。前にも聞いたような気がするのだけれども、忘れた。教えてください。

○佐々木再生・整備課長 現在の実施計画では長期的対策ということで県境を頂点にして東側に地下水が流れるような計画ということで規定しておりますので、今この計画にのっとつての対策ということでは矢板と、5つの大型井戸、地中配管をセットにして、本県の長期的対策ということで考えているところがあります。鋼矢板も利用しながら最終的に対策をとっていくということです。

○齋藤委員長 鋼矢板は長期にもちますか。ちょっと心配になりましたが。

○佐々木再生・整備課長 残るという考えではおるのですが、そういったところも今後ご意見いただければとは思っています。

○齋藤委員長 多分これ青森さんとの兼ね合いも出てくると思うのだけれども、向こうの水処理施設が稼働していて、でもいつまで稼働するかと言えば、青森県さんのほうのある面では自然浄化で汚染がなくなるぐらいまで多分動くのではないのかなと。処理的には無理だからというお話だったと記憶しておるので、そうすると青森県さんのほうで水処理をしなくなるような時間まで岩手県側ではともかく漏らしてはいけないという、そういうことになってしまうでしょうね。

○佐々木再生・整備課長 今の計画では、我々29年度末に終わるということで進んでいますし、青森県さんが34年度末までというところがありますので、そういったところも踏まえて、

現計画ではこうした対策ということで考えております。このことは、青森県、環境省とも話し合っています。

○齋藤委員長 矢板がないと、幾らこの集水井があっても青森県さんのほうには流れる水は出てくるのですか。

○佐々木再生・整備課長 全ての水を捕捉することは、この対策ではできませんので、矢板と一つのセットということでは考えなければならないものです。

○齋藤委員長 これが単独の中で絵になっているということでもないので、できる協議はしてというふうなことを考えなければいけないと思います。基本的に、岩手県側のほうから汚染した水は流れないという形のところまでのきちとした対策をして、当然その後も水の処理もこちらでできることはする。ほかにご質問等はございませんでしょうか。

「なし」の声

○齋藤委員長 よろしければ、考え得るベストな方策での対応ということを計画していただいておりますので、ご苦勞ですが、これで28年度、だんだんリミットも迫ってきましたので、前進を図っていただければありがたいというふうに思います。よろしくお願ひしたいと思います。

それから、5番が28年度協議会の開催日程ということで、説明をお願いします。

○佐々木再生・整備課長 62ページをごらんください。一つの事務局からの案でございます。28年度の協議会は、変更ある場合もございますが、基本的に毎年度と同じ年3回という開催を予定しております。次回は6月4日土曜日、その次が9月24日の土曜日で現地視察を予定、そして3回目が3月18日土曜日ということで予定していければと考えております。さまざまご都合とか出て変わることもありますが、基本的に今の時点ではこの3つの予定ということで考えたいと思いますが、いかがでしょうか。

○齋藤委員長 今年度とほぼ同じ時期で3回と。ちょっと心配なのは、また3月が年度末で大変なところ、先生方がいろいろ厳しいときになるかもしれませんが、できるだけこの日程をあけていただければというふうに思いますが、よろしいでしょうか。

「異議なし」の声

○齋藤委員長 藤田オブザーバーさん、何か今までの件でご感想とかご助言とかありましたらひとつお願ひしたいと思います。

○藤田オブザーバー 今まで委員長や委員の方がお話しされておりますように、もう27年度も残りわずかということで、実施計画上の期間としてはあと2年間ということになります。

そういうことも踏まえまして、岩手県さんは青森県さんとの協議、環境省さんとの協議をおくれることなく進めながら、先ほど来事務局のご報告がありましたけれども、28年度当初から調査をかけながら対策に生かしていく、対策も早く進めるということをお聞きしていますので、それを十分に事務局と、あと県や環境省との協議の中で、青森県との協議の中で進めていただきたいと思います。ですから、その中で何か調整等がありましたら、遠慮なく財団のほうにも声をかけていただければと思っております。

それから、協議会の中というよりは、先ほどの報告事項のほうでありましたワーキングの中でアーカイブの話とかが出ていましたので、私のほうで今知っている限りで産廃特措法の事業の中で、この事案についていろいろと記録を残されているというのが実は24年度に事業を終了された岐阜市さんが冊子に取りまとめられて、皆さんに結構配られたというのを伺っております。

それから、つい最近ですけれども、事業がまだ始まったばかりというところではあるのですけれども、三重県さんが住民の方とのリスクコミュニケーションを図ったという経過をまとめられた冊子をつくられたということをお聞きしておりますので、そういうのも参考にさせていただければどうかなと思います。

それとほかの県さんも、岩手県さんも青森県さんもやられていますけれども、ホームページで公表しているという意味では、同じように大規模事案の香川県の豊島の事案もかなり気を使って公表されているということがありますので、それを参考にさせていただければと思います。

あとアンケートの関係でというか、若い世代の意見がなかなか集まらないというところについては、カシオペアさんのFMのコーディネーターがいらっしゃるということで、その番組というか、そこで問いかけるというのもありますし、今の若い人たちはパソコンよりもスマホとかそういうところで、インターネットというよりはツイッターとか、そういうところでいろんな意見交換をされているということがありますので、そういうところに何か投げかけるというのも一つの案かなというふうには思いました。

以上です。

○齋藤委員長 ありがとうございます。適宜ご助言のほどよろしく、また今後ともお願いしたいと思います。

その他ということで、何か。事務局で用意したものはありますか。

○佐々木再生・整備課長 特にありません。

○齋藤委員長 委員の方々から何か。

はい。

○藤原委員 1つお願いが、アドバイスをいただきたくて、発言させていただきたいと思えます。

66回を迎えました協議会の皆さんにつきましては、委員さん、あるいは岩手県さんの皆さんには本当にご苦勞をおかけいたしまして、深く感謝申し上げます。跡地利用等についてもワーキンググループさん等にいろいろ今やっている段階で、あと2年で間もなく終わるのかなというふうな今感じがしておるところでございますが、このような結果を迎えるに当たっても、ただ依然として南側牧野については市民の不法投棄の疑惑がぬぐい去られていないというふうなところが残っておりまして、私も平成26年3月15日に開催された委員会の中で発言させていただきまして、南側牧野の調査につきましては、青森県に働きかけていただきたいというふうなことで岩手県さんのほうにはお願いした経緯もございます。

また、近隣市町村で構成しております二戸市、三戸町、田子町さんの議会議員協議会におきましても南側牧野につきまして地中調査の要望をお願いいたしましたが、平成26年7月31日の日付をもって所有者から地中の調査は断るというふうな文書が出されてきております。市といたしましては、このまま終結してしまうことは後に悔いを残すのではないのかなと。また、ましてや両県あわせて500億以上も金使って、それからまた全量撤去をされて、1つだけこういうものができなかったというのを後に残していくのもどうなのかなというふうなことで、今そういうふうに自分でちょっと疑問を感じているところがございますし、また二戸市民の跡地利用等に鑑みましても、これらについて解決していきたいなというふうなところで今思っているところがございます。

それで、3点について、アドバイスいただければなと思うところがございますが、1つはこれまで取り組んできて、何が解決して、何が解決できないでいるのか、きちっと整理していただきたいというふうな、これは私どもが整理しなければならない部分もあると思えますが、それが1つと、それから2つ目は悔いを残さないためにも市民が疑問を持っているこの南側牧野の地中調査についてできるように動きたいが、どこに私どもはお願いしていけばいいものなのか、またどういうふうに持っていけば一番これに近づいていけるのかというふうなことが2つ目でございます。

3つ目につきましては、私どもの例えば動く動きに対して、この協議会さん、あるいは各委員さんからの後押しをしてくれることは可能なかどうかというようなことも含めて、今

日今というふうなことではございませんが、次の機会までのうちに教えていただければ、私もどういうふうな動きすればいいのかと。ただ単に言って、前にも言ったとおりに、文書で出してやればはねつけられるというふうなことがあるものですから、その辺のアドバイスいただければなというふうなところでございます。どうぞよろしくお願いたします。

○齋藤委員長 二戸市長さんからそういうお願いと申しますか、ご質問と申しますか、出されたのですが、これは主体的にどこがまとまって答えるかということも非常にしにくい要素もあるのですが、事務局のほうで何かそれについてコメントを出せる範疇で、何かあれば。

○佐々木再生・整備課長 まずは、皆さんの共通認識ということで、今市長さんがおっしゃった南側牧野というのはどこなのだというところは、57ページをご覧ください。水質モニタリング地点（表流水）というページです。ここに黄色が、岩手県側の現場と、左側が青森県さんの現場というところであると。その下側、南側、青森県側との赤破線の左側の黄色のすぐ下あたりが牧野だということで、そこに過去から二戸市民の方々から不法投棄があるのではないかという話は聞いている状況です。市長さんお話ししたような対応はしていると。そのためにというよりも、我々現場のモニタリングのために、小端川上流などの南側牧野の範囲もモニタリングエリアには入れてあります。

あとは、市でも確かモニタリング井戸を設けていますので、モニタリングも続けていく中で、今のところは水質に変化はない、悪い結果は出ていない状況です。

あとは、今ご質問あったことは考えていかなければならないとは思いますが、県としてはその南側牧野のためというか、全体の周辺環境モニタリングということではずっと実施してまいります。また、市さんからのいろんなご質問、モニタリングに関するご質問は受けていきますし、引き続き市のほうでもそういうモニタリングを続けつつ、基本的には悪い結果とか、何か確証がないと言いつらいところがあるかと思うので、そういったところを調査し続けていくのかなと考えています。

○齋藤委員長 私もずっと経過を見ていたことはあるのですが、2008年に二戸市さんが、これは当時もいろいろ議論したことがあるのですけれども、市議会と、それから市民団体、二戸の自然環境を守る会、カシオペア環境研究会、3つが主催して市民集会を開いて詳細調査をしてほしいという要望を出す集会を開いたという経緯があります。これは、はるかもう2008年ですから、10年近く前です。同じように、協議会のほうでもそういう話題を、たしか生田さんがおっしゃっていたのかな、出されたのでありますが、形式からいうと行政が強制的に調査をするという、そういう条例がない。何かそういうことができるような事例が起き

ない限り、強制的に行政のほうが調査をしますという、まず法的な裏づけがないということが一番やっぱり動きにくいポイントなのではないかと思います。ですので、多分所有者の方は、私有地で所有者の方がぜひやってくださいという、そういうご意向でないと、無理にしますよということが現実にはできないという、そういう一つの制約があるということです。

○佐々木再生・整備課長　そうです。

○齋藤委員長　そうすると、この協議会が何かできるかというふうなことになるにしても、協議会として法的な対応というのは恐らくできない。とって、当協議会としてぜひこうしなさいということを議論する根拠も実はない、非常に動きにくいなど。委員長が情情的に言えば、県境のない問題ですし、疑念があるということであれば、それは撤去して全て安心して、がんは残っていませんよというのが一番だとは思いますが、その疑念というのものどの程度の明確な裏づけかということも実はよくわからない。何か十数年前に、当事者のほうに、その辺にも何かした可能性があるのかないのかという住民の又聞きのような話というのはあるというふうに聞いたのですが、多分証拠としてこうだからということを示し上げられるだけの根拠でもない状況のようです。

今どうすればいいのかというご質問もあったのですが、明確にある権限を持ってこうだという話もまとめがたいというところで、この2008年のときも市民の方々がそういう集会を開いて声を上げたというところでストップしてしまったというふうに伺っています。ですので、ある面では、二戸市さんなり、市民の方々が声を上げて、何かの影響力を行使してできるのかというふうなところを模索するというところ以上に、なかなか難しい問題ではないかと。決してその話はなかったわけではないし、声も上がっていたというふうなこともあるのは事実ですが、なかなか対応ができないという現実もあるというので、これはあくまで委員長の個人的な見解で、協議会でまとまってこうだということではございませんが、考えて悩んだということがあったということだけとりあえずはお伝えして、また考えてみるとしか何とも言いようがないのでございます。

田子町長さんにどうですかと言っても多分お話しできることではないと思いますので、強制はいたしません。今のところは、そういう状態で来たということのご説明しか申し上げられないところで、ご不満かと思いますが、一応そういう問題があるということは理解して、また改めて承るといふふうにしたと思います。

何か委員の方々からコメントがあるならば、これは協議会の委員というよりはその他の中で個人的なご意見ということで結構ですので、あれば。難しいですね。

「なし」の声

○齋藤委員長 お話は承って、出ささせていただいたということでご勘弁ください。

それでは、その他のその他という項目で何かございますか。

「なし」の声

○齋藤委員長 なければ、議事のほうは終わらせていただきますが、事務局で来年異動があるのでしょうか。何かせっかくおつき合いして、もし異動する方があれば労をねぎらって感謝をしたいと思います。ご紹介いただければと思います。

○大泉室長 本年度の異動で、今ずっと説明しておりました佐々木課長は残留ということで、皆様方に大変お世話になることになるかと思えます。私ですけれども、今年度1年間、初めて県境のほうに携わりました。委員の皆様のごことは、この県境だけではなくて、さまざまな分野でこれまでもお世話になってまいりました。岩手県が取り組んでおります公共関与の最終処分場整備などでもお世話になりましたし、さまざまな水質等の環境審議会等でもお世話になりました。本当にありがとうございました。

きょういろいろご意見いただいたわけですが、いずれ跡地利用をどうするかということは非常に大切なことで、ことし1月に二戸市さんで開催していただいたフォーラム、非常に活発なご意見をいただきまして、非常にいいスタートを切れたなというふうに思っております。いろんな案があった中で、非常におもしろいなと思いましたがロックフェスティバルということで、要は他地域との交流の場として、一つの例としてロックフェスティバルということで、教訓を伝えるだけではなくて、そうやって二戸の魅力だとか強みだとか、そういったものを強く発信していけるようなアイデアがもっともっと出てくれれば良いなというふうに思います。原状回復まで少し時間もございますけれども、並行してぜひ1月のフォーラムの雰囲気をもっともっと盛り上げていただければと思います。

ということで、本当に1年間ありがとうございましたけれども、大変お世話になりました。私は今年でリタイアということで、世の中のためになることを何か引き続きしたいなと思っております。またどこかでお会いできるかと思いますが、どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○齋藤委員長 ありがとうございました。1年ですが、誠実に対応していただいて、感謝申し上げます。何も遠慮しないで、産廃の対応は幾らでもまだやる必要がありますので、また違ったフリーな立場でご尽力いただければ大変ありがたいと思いますので、ぜひお顔を出していただければと思います。

○大泉室長 ありがとうございます。どうぞよろしく願いいたします。

○齋藤委員長 ある程度継続的に取組むスタッフがいないと、この専門的な対策も進みませんし、県からも当初からそういうご配慮をいただいて、留年に出戻りと言ったら悪いのですけれども、一旦やむを得ず離れても、また戻って対応してくださった方がたくさんおられまして、人事的にはそういうご配慮もしていただけたのではないかと、当初からかかわった者としてはありがたいなと思っております。

あと今日来られた方で移られるという、異動されるという方はおりませんか。

○大泉室長 あと山崎主任主査が調査統計課のほうに異動になります。あと土木系の職員で川村主任が二戸土木センターに異動になります。どうぞよろしく願いいたします。

○齋藤委員長 余計なことを委員長、申し上げましたが、感謝は申し上げたいと思います。改めてお返しします。

○佐々木再生・整備課長 齋藤委員長におかれましては、長時間にわたり議事進行ありがとうございました。また、本日は委員の皆様、そしてご助言いただいた皆様も長時間お疲れさまでございました。

3 開 会

○佐々木再生・整備課長 以上をもちまして第66回原状回復対策協議会を閉会いたします。どうもありがとうございました。